

## 雷鳴壺考

山\* 本 利 達

## 要 旨

平安京の内裏における後宮は、七殿五舎ある。その五舎は、それぞれ壺庭にある木によって、藤壺、梅壺、梨壺、桐壺と呼ばれたが、藤芳舎だけは、なぜ雷鳴壺と呼ばれるのか明らかでない。

『和名抄』に「以霹靂俗謂之雷鳴壺」とある。落雷した木を「霹靂木」といった例が、『扶桑略記』や『帝王編年記』にみえる。『和名抄』の「霹靂」は「霹靂木」の意であり、「霹靂」は『伊呂波字類抄』に「かみなり」の訓みがあるので、「霹靂木」は「かみなりのき」ともいわれ、藤芳舎には「霹靂木」があり、そのことから「かみ（ん）なりの壺」と呼ばれたものと考えられる。

かむなりのつばに人人あつまりて秋のよをしむ歌よみけるついで  
によめる みつね

かくばかりをしと思ふ夜をいたづらにねてあかすらむ人きへぞうき  
古今集一九〇番の詞書と歌である。この「かむなりのつば」について、  
『教長注』は、

(1)カンナリノツボハ襲芳舎ナリ。イニシエノミカド、カミノナルトキ  
ハコノ舎ニヲハシマシテ。六府マイリテ弓筋帯シテハベリケリ。シ

カレドモマタ、サモナキトキモアリケルニヤ。延長八年六月廿六日  
雷電シテ、カミヲチテ大納言清貫、在中弁希世ナド殿上ニ被振ケル  
トキハ、ミカド清涼殿ニヲハシマシケルトミエタリ。重明王（号李部王、為式部卿、故也）記ニコノ事コマカニシルセルナリ。  
また、『顯昭注』には次のようにある。

(2)カムナリノツボハ襲芳舎也。イニシヘノミカド、カミノナルトキハ、  
此舎ニヲハシマシテ、六府マイリテ弓筋ヲ帯シテ侍ケリ。然而サモ  
ナキトキアリケルニヤ。九条右丞相遺誠云、凡不信之輩非常ニ失  
命、前鑿曰近。貞信公語曰、延長八年六月廿六日霹靂清涼殿之時、  
侍臣失色。吾心中、掃依三宝、殊無所懼。大納言清貫、右中弁  
希世、尋常不尊仏法、此兩人已當其死、以是謂之、飯真之力、  
尤述（文映）云々。教長卿、重明王（号李部王、為式部卿、之故也）  
記ニ此事委注之。

雷鳴壺は襲芳舎のことであり、雷鳴のあつた時には、天皇はそこに赴  
き、六衛府の武士は弓筋を帯して、そこに参集し天皇を警護するとい  
う。このような注は、『古今集註』（昆沙門堂本）、『古今榮雅抄』、  
『八代集抄』にも見られる。近代の注にも、金子元臣『古今和歌集評  
釈』、窪田空穂『古今和歌集評釈』、日本古典文学大系『古今和歌集』  
等に見られる。なお、『古今秘註抄』では、「雷鳴のとき、瀧口まい

りて弦打をして君をまもりたてまつるところなり。かのつばの天井をばふたへにしたる也」と述べている。関根正直補、加藤次郎著『増訂有職故実辞典』でも、「雷鳴の時、天皇此処に渡御し瀧口等を召して鳴弦せしめたるによりて此の名あり」とある。ところが、雷鳴の時、天皇の襲芳舎へ出御の例を見ることはできない。

(4) 雷鳴陣へ清涼殿行事云、雷鳴時、速装束殿上召近仗、又召内蔵寮雷疎麻云々

大声三度以上へ秋節依宣旨立、昌泰三七「一、」日二度立、羽林抄云若其声盛則藏人奉仰可陣立之由、大将以下帶弓箭、候御前孫庇、大臣大将帶弓箭、不著綬之、(頭書)額間左右、へ左北右南、大将在前西上、左自北昇左、大将自南着無妨、雨漏時、以円座為大将座、宰相中将着大将下云々、将監以下立御前、向東着襲笠之、兵衛立南庭、へ盛時、召加御前、持長載之、敷雷鳴御座、鳴盛時、分陣遣后殿、外衛督佐候殿上者、帶弓箭候陣中、(『西宮記』卷四、一三二頁—故実叢書本による)

雷鳴が三度以上した時は、近衛の大将以下は弓箭を帶し、清涼殿の天皇御前の孫庇に伺候する。左近衛は御座の北側、右近衛は南側、(『北山抄』によれば、将監以下は、南階の左右両側に候し、)兵衛府は南庭に陣をしくことになっており、それを雷鳴陣といった。雷鳴壺に関する前述の注の如きことがあったとは思えない。全対訳日本古典新書の片桐洋一氏訳・注『古今和歌集』では、「諸注、雷鳴陣と混同して雷が鳴った時六衛府の官人が帝を守護する所とするがいかか」と述べていられる。雷鳴の折、雷鳴壺に天皇が出御し、六衛府の武士が参集するという説がどうして生れたのであろうか。

(4) 天長七年七月戊子、天皇幸神泉苑、寛相撲。申刻雷雨。酉刻霹靂、内裏西北角曹司、左右近衛騎、乘御馬馳入、内裏撲滅神火。戊刻雷声乃止。即帝還宮。見参諸司官人已下、衛門々部已上、賜禄有、

差。不寛相撲、霹靂也。(『類聚国史』卷七三—三五七頁—新訂増補国史大系本による)

天長七年七月十六日、神泉苑で相撲が行われ、天皇がそこへ赴いていた折、雷雨があり、「内裏西北角曹司」に落雷があり、近衛の武士はかけつけて火を消しとめた。雷声が止み、天皇は内裏へ還ったという。落雷のあった「内裏西北角曹司」とは襲芳舎であろう。襲芳舎への落雷を思わせる資料である。落雷に際し、近衛の武士が襲芳舎らしき所にかけて神火を鎮めたということが、襲芳舎に六衛府の武士が参集するという如き説を生むことになったのではなからうか。

国文学の研究において、中世の師資相承の注釈によることなく、実証的な注釈を重んじた僧契沖は、『古今余材抄』において、一九〇番の「かむなりのつば」について、

かむなりのつばは襲芳舎なり。擬花舎の北にあり。昔神のおちかかりけるよりの名とかや。

と述べ、本居宣長は、『古今和歌集遠鏡』で、

つばは御坪の内にて、梅壺、藤壺などいふは、その御坪の内にある木草をもて、その舎の異名にしたる物なり。かむなりのつばも、雷の落たる事有しより、異名になれるなり。

と述べている。襲芳舎を雷鳴壺というのは、そこに落雷があったことによる命名だといふのである。宣長がいうように、梅壺、藤壺などの称は壺庭の木草によつてであるのに、襲芳舎が雷鳴壺と称せられるのは落雷のためだといふのでは、同一の命名法でないことになる。

裏松固禪の「大内裏図考証」の襲芳舎の項の中に、  
霹靂木 倭名抄曰、襲芳舎へ在擬花舎北、加美奈利の豆保、以霹靂、俗謂雷鳴壺。○古今和歌集、古抄曰、かむなりのつばは、襲芳舎をいふ。此舎の庭に、むかし霹靂木の侍りけるとかや。

ここに引用されたように、襲芳舎に霹靂木があったとする古抄に該当

する注がどれなのかわからないが、霹靂木が庭にあったことによる命名とする説があったようである。

関根正直氏の『修正公事根源新釈』の「雷鳴陣」の項の「釈」中に次のようにある。

「襲芳舎」はシハウシヤと読むを故実とす。此所を神鳴のつぼといふ由は、曾て庭上の樹に、雷落ちて焼けたるを、其のまゝに植ゑかふる事もなきにより、終に名になりたるも、雷鳴の時、主上ごまに渡御ましまし、兵衛瀧口など警固に候するより此の名ありともいふ説あり。されど、雷鳴の陣は、御殿にての事なるは、西宮抄にも云へる通りなれば前説の方なるべし。(下巻五五頁)

右と同様の説が、池田龜鑑氏の『平安時代の文学と生活』にも見られる。

平成六年四月刊行の『平安時代史事典』の「襲芳舎」の項でも、「雷鳴壺の俗称をもつが、これは同舎の庭の樹木が落雷で焼けたのを植え替えずにそのまま放置しておいたのに因む」となっている。

『二十卷本和名抄』卷十一「屋舎」の項中に、

襲芳舎へ在擬華舎北、加美奈利乃豆保、以霹靂俗謂之雷鳴壺。とある。

『十卷本和名抄』卷一「雷公」(霹靂電附)の項には、

兼名苑云雷公、名雷師(雷音力回反、和名奈流加美、一云以加豆知)。

釈名云、霹靂(辟歷二音、和名加美渡計)。(霹折也。歷歷也。所歴皆破折也。

とある。『二十卷本和名抄』卷二、「雷公」(電等附)の項には、

兼名苑云、雷公一名雷師、力回反、(和名伊加豆知)。(一云、(奈流加美)。(電、堂練反、(和名伊奈比加利)。(一云、(伊奈豆流比)。

一云、(伊奈豆萬)。(電之光也。一云、霹靂、辟歷二反、俗云、(加三於豆)。(一云、(加美止介)。(霹折也。霹歷也。所歴皆破折也。

也。

襲芳舎は霹靂によつて雷鳴壺というという。霹靂の霹は、十卷本によれば「折」、二十卷本によれば「折」の意。霹は歴の意。霹靂とは、雷の通つた所は、破れて、折け、または折れる意で、そういう現象がおこつた時、「かみおつ」とか「かみとけ」という。

これによれば、霹靂は壺の名を導き出す木ではない。「以霹靂俗謂之雷鳴壺」という記事における「以霹靂」とは、「古今和歌集遠鏡」のいうように、落雷があつたことよりの意とならう。

ところが、「新撰字鏡」によれば、「霹(普歴反大雷震也)」、「(雷)理撥反、力狄反、雷乃不女留木」とある。「(雷)が「雷乃不女留木」の意をもつなら、「以霹靂」とは、壺庭に落雷した木があつたことよつての意とならう。『大内裏図考証』に示された「霹靂木」とは、落雷した木であることを示す表現であつたことになる。

(3) (神龜四年)三月卅日庚午。供養大和国城上郡長谷寺。請僧六十口。行基菩薩為導師。義遍法師為咒願。一云。咒願支防僧正。夫件寺者。弘福寺僧道明。俗姓六人部氏。并沙弥德道。播磨国揖宝郡人。辛矢田部氏。二人相共所建立也。其仏木者。自近江国高嶋郡三尾前山。流出霹靂木也。所至之處。有疾疫災。随人漂流。遂至大和国葛木郡神河浦。爰沙門道明。沙弥德道。控引此木。企造仏思。有志無力。專勤礼拜。於是。正三位行中務卿兼中衛大将藤原朝臣房前。奏聞公家。依勅。下行大倭国稻三千束。因茲奉造。十一面觀世音菩薩像一軀。高二丈六尺。雷公降臨。破作方八尺盤石。令為其座矣。仏師權主勲。稽文会兩人之作。(已上縁起文)。(『扶桑略記』第六一八頁)新訂増補国史大系本による)

(4) 同年(神龜四年)丁卯三月廿日。長谷寺供養。行基菩薩為導師。此寺者二丈六尺十一面觀音像也。奉立石上。御衣木楠木也。此木者。洪水之時。自近江国高嶋郡三尾山前流出也。村閭之民。以其木用薪之輩。悉以亡失。又疫病盛也。卜筮。其処此木之嶽也。

云々。乃引「棄大津邊」。猶於「彼所」如此。常成「雷響」。時人号「霹靂木」。諸人不「安堵」。又引「棄長谷川邊」。畢。(下略) (『帝王編年記』卷十一—一五二頁—新訂増補国史大系本による)

(5)長谷寺者。淡路庵帝御宇。在大和国長谷郷神河浦北豊山峰。徳道聖人建立。(中略)徳道。禮請奉相此靈木成欽喜心問村里古老於事由之処。答云。此靈木由来不知。但伝聞。昔維体天皇即位十一年(丁酉)有洪水。霹靂三十余丈楠自近江国高嶋郡三尾前山流出。(下略)

(諸寺略記—二八六—七頁—統群書類従第二十六輯下による)

(3)(4)(5)は共に長谷寺の観音像の由来を語るものである。観音像を作った木について、(3)は、「霹靂木」であったといい、(4)は楠で、時人は「霹靂木」と呼んだという。また、(5)は、「霹靂三十余丈楠」だったという。この三つの記事から、三十余丈もある楠に落雷し、「霹靂木」と呼ばれていたことがわかる。具体的にいえば、「霹靂楠」なのだが、一般化すれば「霹靂木」という表現となつたのであろう。

江馬務氏の『増訂新脩有職故実』(昭和十九年版)一七〇頁には、「襲芳舎は又雷鳴壺といひ、はためきの木があり」とある。『江馬務著作集第十巻』(一九八八年普及版)所収の『有職故実』一五四頁には、「襲芳舎は雷鳴の際天皇が臨御遊ばされる神解の木(霹靂木)があるため、又「かみナリ」のつば」といひ」とある。何を根拠とされたのか明らかでない。私は、かつて『源氏物語手鏡』に、「雷鳴壺の名の由来は霹靂の木が庭にあったからであり」と書いた。「霹靂木」の存在は、『大内裏図考証』や、関根正直著『修正公事根源新釈』により、その読み方は、『増訂新脩有職故実』によつてであった。その後、「霹靂」を「はためき」と読んでいた資料がまだ出会うことができない。ともあれ、「はためき」と読んでいた資料があつても、それによつて「かんなりの壺」と呼ぶことへ導くことはできない。故実叢書の『大内裏図考証』の「霹靂木」を、「索引」では、

「霹靂木」(襲芳舎)という形で示している。この訓み方は何によつたのであろうか。

『和名抄』によれば、「霹靂」は、十巻本では「加美渡計」、二十巻本では「加美止介」、『類聚名義抄』では「カミオツ、一云カミトキ」とあるが、「カミトケの木」、「カミオツの木」、「カミトキの木」が落雷した木であるにしても、「カミトケの木」、「カミオツの木」、「カミトキの木」から「かんなりの壺」と呼ぶ道は開けない。『和名抄』が「以霹靂俗謂之雷鳴壺」と注した時は、「霹靂」を、「加美渡計」、「加美止介」と訓んでいたとは考えられない。「カミトケ」から「雷鳴壺」と呼ぶ説明は生れえないからである。ところが、十巻本『伊呂波字類抄』には、「霹靂」を「カミナリ」と訓んでいる。『新撰字鏡』が「霹靂」に「雷乃不女留木」と注するのによれば、『和名抄』の「以霹靂」とは、襲芳舎に「霹靂の木」があることによつての意と解することも可能であろう。そして、『和名抄』に「カミトケ」という読み方をあげているにしても、その他に、十巻本『伊呂波字類抄』と同じく「カミナリ」という読み方、あるいは理解もあつて、「霹靂木」を「カミナリノキ」と呼ばれもしたのであろう。「霹靂」を「カミトケ」という読み方に限らないで、「カミナリ」とも読んだことから、「以霹靂」とは「カミナリの木」があることからの意であり、「俗謂」というのは、そういう事情を含んでいるのであろう。もし、そういうことなら、襲芳舎を「かんなりの壺」と呼ぶことも、他の屋舎と同じ命名法によることになる。

注 割注書きの部分へへによって示した。

Research on Kannarinotsubo

Ritatsu YAMAMOTO